

「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

今般、新たに制定された「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」を採用したこと及び二輪車等の制動装置に係る世界技術規則が制定され、それに伴い改正された「二輪車等に係る制動装置に係る協定規則（第 78 号）」を採用したこと、また、日本が既に採用している「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」その他 13 規則について、平成 18 年 11 月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の第 140 回会合において採択され、本年 6 月に発効されたことに伴い、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正しました。

2. 改正概要

協定規則の新規採用及び改正の取り入れに伴う、道路運送車両の保安基準等の改正事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項

① 配光可変型前照灯に係る基準の導入

「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の新規採用並びにこれに関連する「前照灯洗浄装置に係る協定規則（第 45 号）」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり基準を改正した。

【適用対象】

専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車

【基準概要】

- 前照灯の一つとして、これまでの走行用前照灯、すれ違い用前照灯に加え「配光可変型前照灯」を新たに規定し、走行用前照灯、すれ違い用前照灯の代替で備えることができる。
- 車両前面に配置されるすべての白色の灯火装置について配光可変型前照灯の一部として動作することを可能とした。
- 配光可変型前照灯は、以下の配光形態のうち、基本配光形態及び一つ以上のその他の配光形態を有するものとし、また、これらの切り替えは自動的に行われること。
 - 基本配光形態（すれ違い用前照灯と同じ通常の配光形態）
 - 市街地用配光形態（通常よりも車両近傍に配光し、市街地等低速走行時の視認性を高める形態）

- 高速走行用配光形態（通常よりも車両遠方に配光し、高速道路等高速走行時の視認性を高める形態）
- 雨天用配光形態（通常よりも、手前路面に対する照射量を落とし、濡れた路面からの反射光が対向車を幻惑することを抑制する形態）
- 曲線道路用配光形態（曲線道路、交差点等を想定して設計され、配光が横方向に変化する形態）を備えることができる。
- バルブ（灯火の光源）故障時及び制御信号に故障が検出された場合等にそれを運転者に知らせるための視覚による警報装置を備えること。
- 一定以上の光束（2000ルーメン以上）である場合は、前照灯洗浄器を備えること。

【適用時期】

- 平成 19 年 6 月 29 日以降に製作される自動車に適用

配光可変型前照灯の配光形態

基本配光形態



すれ違い前照灯と同じ通常の配光形態

市街地用配光形態



照度を落とすことにより街灯下の人や物の視認性を向上

高速走行用配光形態



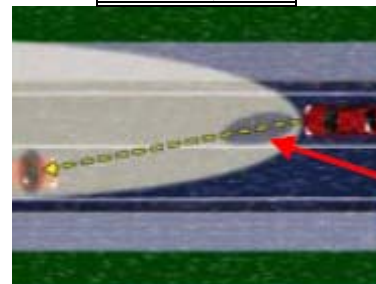
高速で走行する間、障害物の視認性を高めるため遠方の道路を照射

曲線道路用配光形態



かじ取装置の操舵角等に応じて配光を進行方向に屈曲

雨天用配光形態



雨天時の濡れた路面による反射光を抑えるため手前側を減光

② 二輪車等の制動装置に係る基準の改正

「二輪車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」の新規採用に伴い、以下のとおり改正を行った。

【適用対象】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び原動機付自転車

【基準概要】

- 常温時制動試験に前後同時制動試験を追加
- ABS を装備した車両に対する ABS 試験は、制動試験は高 μ 路、低 μ 路及び μ ジャンプ試験を行い、定量的な判定を行うこととした。
- その他、テスト前温度、マスターシリンダーリザーバ容量、摩擦材確認等を新たに規定

【適用時期】

- 新型車：平成 21 年 6 月 18 日より適用
- 継続生産車：平成 23 年 6 月 18 日より適用



(2) 既存採用事項

① 灯火器の可変光度要件の新設

「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」、「後部霧灯に係る協定規則（第 38 号）」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車

【基準概要】

- 適用対象の自動車に備えることができる。
- 周囲照度、霧、降雪、雨、しぶき、ほこり及び発光面の汚れのうち、いずれか一つ以上の影響に反応して、後部方向指示器、尾灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯及び後部霧灯の光度をそれぞれ定められた最小光度から最大光度の範囲で変化することを可能とする。

【適用時期】

- 平成 19 年 6 月 29 日以降に製作される自動車に適用

② 乗降口の扉の開放防止装置に係る基準の改正

「乗降口の扉の開放防止装置に係る協定規則（第 11 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車を除く。）

【基準概要】

- これまでの通常のドアに加え、乗員が乗降する後面ドアも規制の対象とした。
- スライド式ドアのドアラッチ要件において、扉が完全には閉じていないと

きの、運転者に対する視覚による警告装置を設けることで中間ラッチのないラッチの取付けも可能とする。

- 側面に備える観音扉式ドア等の条件を緩和し、単独での後部ドアの開放を可能とする。
- 乗員が乗降するすべてのドアにロック装置（鍵）の装備を義務付けした。
- スライド式ドアの試験方法を改正し、判定方法を明確化する。（試験後にドアが車両から分離しないこと→隙間が 100mm 以内であること。）

【適用時期】

- 平成 24 年 8 月 12 日以降に製作された自動車に適用

③ 緊急制動信号灯（制動装置からの緊急制動信号を受け、すべての方向指示器又はすべての制動灯を作動させる灯火）に係る基準の導入

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車

【基準概要】

- 点滅周期は $4.0 \pm 1.0\text{Hz}$ （ただし、フィラメントランプにあっては、 $4.0 + 0.0 / - 1.0\text{Hz}$ ）とし、点滅する灯火装置はすべて同時に作動すること。
- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下であるものについては、減速度が 6.0m/s^2 以上となった場合に作動を開始し、その他の自動車にあっては減速度が 5.0m/s^2 以上（平成 22 年 6 月 10 日以前に製作された自動車にあっては 4.0m/s^2 以上）となった場合に作動を開始すること。また、作動後、減速度が 2.5m/s^2 に下がるまでに作動を終了すること。

【適用時期】

- 平成 19 年 6 月 29 日以降に製作される自動車に適用

④ 座席ベルト取付装置に係る基準の改正

「座席ベルト取付装置に係る協定規則（第 14 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車

【基準概要】

- ISOFIX 機構のチャイルドシートを取り付けるための装置を備える貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のものは、本規則に適合すること。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に製作される自動車から適用

⑤ 座席ベルトに係る基準の改正

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車

【基準概要】

- 三点式シートベルトの試験方法として、三点式シートベルトの肩ベルトを引っ張り、腰ベルトに 50N の張力が掛かるかを確認する試験は、従来座席を空席状態にして行っていたが、今後は、年少者用補助乗車装置を模擬した器具を取り付けるか又は 10 歳児を模擬したダミーを用いて試験を行うこととする。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に製作される自動車から適用

⑥ 座席に係る基準の改正

「乗用車用の座席に係る協定規則（第 17 号）」及び「大型車用の座席に係る協定規則（第 80 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車に適用

【基準概要】

- 座席取付装置、調整機構、ロック機構及び移動機構の強度試験、移動手荷物等から乗員を保護する装置の試験において、加速式スレッドの導入を可能とする。

【適用時期】

- 平成 19 年 7 月 1 日以降に製作される自動車から適用

⑦ 外部突起に係る基準の改正

「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満

【基準概要】

- ボンネットのリアエッジ及びトランクのフロントエッジに、 $R \geq 2.5$ の要件を適用しない。

【適用時期】

- 平成 21 年 1 月 1 日から適用

⑧ 年少者用補助乗車装置に係る基準の改正

「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 年少者用補助乗車装置に適用

【基準概要】

- 減速式スレッドの較正方法を改めた。

【適用時期】

- 平成 19 年 6 月 29 日以降に製作された自動車に適用

⑨ 再帰反射材に係る基準の改正

「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正した。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であるもの、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車であって車両総重量が 750kg を超えるものに装着する再帰反射材に適用

【基準概要】

- 防水布等の柔軟な部材に貼付する再帰反射材について柔軟性試験の実施を義務付ける。

【適用時期】

- 平成 24 年 1 月 1 日以降より適用

(3) その他

旅客自動車運送事業用自動車等の座席間げきの基準について、明確化を行った。

【適用対象】

- 乗車定員 11 人以上の自動車、幼児専用車及び乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に適用

【基準概要】

- 座席間げきとして基準を適用する範囲を明確化した。

3. スケジュール

公布：平成 19 年 6 月 29 日

施行：平成 19 年 6 月 29 日